

豊川市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき豊川市が管理する測量基準点、地籍調査において設置した地籍図根点及び都市部官民境界基本調査において設置した基本調査基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 測量基準点 1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であつて、かつ、永久標識を設置したものをいう。
- (2) 地籍図根点 地籍調査作業規定準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第43号第1項に規定する地籍図根点及び地籍図根多角点をいう。
- (3) 基本調査基準点 都市部官民境界調査作業規定準則（平成2年総理府令第42号）第2条第17号に規定する都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点及び都市部官民境界基本細部点をいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、建設部道路河川管理課とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）又は公共基準点使用包括承認申請書（様式第1号の2）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を精査し、相当と認めるときは、公共基準点使用報告書（様式第2号）又は公共基準点使用包括承認書（様式第2号の2）により申請者に通知するものとする。
- 3 公共基準点を使用する者は、その使用に際しては、公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員若しくは公共基準点が設置されている土地、若しくは建築物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の請求があつたときは、速やかにこれを提示しなければならない。
- 4 第2項に規定する承認を受けた者は、その使用を終わったときは、速やかに公共基準点使用報告書（様式第3号）又は公共基準点使用報告書（包括用）（様式第3号の2）を市長に提出しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、公共基準点の付近で次に掲げる工事等を施工するときは、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤

去・移転の承認を申請し、又は協議をするときは、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
 - (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち又は杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛又は重機等までの距離が5メートル以下となる行為
 - (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等
- 2 前項に規定する公共基準点付近での工事施工届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
 - (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）
- 3 公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、工事施工者は、速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第5号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 4 前項の公共基準点付近での工事しゅん工報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
 - (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前及びしゅん工後の対比ができる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）
- 5 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたしたときは、工事施工者は、公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない。
- 6 市長は前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合は、公共基準点復旧承認書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。
- （一時撤去又は移転）

第6条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要があるときは、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 位置図及び平面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
 - (3) 再設置位置図（再設置前及び再設置後の位置の関係が確認できるもの）
- 3 市長は前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合は公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 土地所有者等は公共基準点を一時撤去又は移転する必要があるときは、公共

基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（機能回復の義務）

第7条 工事施工者は、公共基準点を滅失し、き損し、一時撤去し、又は移転し、その効用に支障をきたしたとき、又は土地所有者等は公共基準点の一時撤去又は移転の請求をしたときは、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正しなければならない。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能なときは、市長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施工者以外の者が故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損したときは、前2項の規定の例による。

（機能回復の施工者）

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、土地所有者等が、公共基準点の一時撤去又は移転の請求をしたときは、市が行うものとする。

2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき行うものとする。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と市長との協議のうえ施工者を決定するものとする。

（設置工事）

第9条 工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は、既設のものを再度使用するものとする。ただし、既設の測量標が使用不可能なときは豊川市が支給するものとする。

3 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 工事施工者は、設置工事がしゅん工したときは、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第10条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取り壊し費用を含む）及び公共基準点の測量作業に要する費用（以下「測量費用」という。）の負担は原則工事施工者の負担とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、公共基準点の取扱い及び管理保全に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。